

北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画（案）に対する意見一覧
パブリック・コメント結果の公表

番号	意見の内容	市の考え方	意見を反映する場合の修正案
1	<p>いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまちを実現するためには、介護予防の対策が重要だと考えます。</p> <p>特に、難聴によるコミュニケーション障害が発生した場合、社会参加を諦めるケースが多く、孤立や引きこもりによるフレイルを引き起こし、結果要介護状態に移行してしまうことが心配されます。</p> <p>難聴は予防出来る認知症発祥の危険因子の1つともいわれ、今難聴対策も注目されています。</p> <p>しかし、難聴は自身では中々気づき難い障害であり、気づいた時にはかなり難聴が進行してしまうケースが多いため、難聴の早期発見、早期介入のため、介護計画に選別聴力検査（スクリーニング）の実施を提案いたします。</p> <p>具体的には特定健康診査時にスクリーニングを追加する方法や、日時会場を指定しての一斉実施をご検討ください。</p>	<p>難聴のスクリーニング検査は、厚生労働省内の「難聴への対応に関する省内連絡会議」で、難聴に対する検診について、費用対効果を含めた検討が必要であり、今後知見を収集していく、としており、明確な基準が示されていない状況のため、現段階では、計画に掲載しないこととします。</p> <p>しかし、難聴対策は介護予防の重要な要素であり、身体的フレイルの把握と進行防止の中を含めた表現とします。</p>	<p>p27 2 これからの取組（1）フレイル等対策の推進2つ目の・2～3行目「～、活動性の向上ならびに<u>身体的、心理的、社会的フレイル状態の把握及び進行防止</u>を図ります。」下線部のとおり追記し、修正します。</p>
2	<p>評価指標について、基本は今期と前期のニーズ調査の結果を表記し、実績値などの場合はその旨付記しているのだと思いますが、よく読まないと分かりません。34頁かそれ以前に注釈として記載し</p>	<p>頂いたご意見を受け、評価指標における調査時点を記載するとともに、指標番号の説明欄に調査名等を追記します。</p>	<p>p29、34、39、44、49、54、58、62の評価指標における第9期欄、第8期欄に、調査時点を括弧書きで追記しまし</p>

	<p>た方が良いと思います。</p>		<p>た。</p> <p>※ p 49 の指標番号 2、3 それぞれの説明欄 1 行目は、調査名や質問内容等を盛り込んだ表記に修正しました。</p> <p>※ p 62 の指標番号 1、2 それぞれの説明欄 1 行目は、調査名を盛り込んだ表記に修正しました。</p>
3	<p>21 頁。本市における認知症の人の割合が示されていますが、16 頁の要支援・要介護認定率のように全国や県の平均があれば、比較のために記載された方が良いと思います（全国や県のデータは公表されていないのだと思いますが、厚生労働省が公開している認知症有病率と比較して本市の割合はかなり低いので、本当は認知症の状態にある方が介護認定されていないのではないかとの疑いがあります）。</p>	<p>認知症の割合につきましては、国や県の公表データが本市のデータと取得条件が異なるため、表現は従前のおりとします。また、認知症の状態にある方が介護認定されていないのはないかとのご意見についてですが、具体的に裏付けとなるデータがないため、追記はありません。</p>	
4	<p>23 頁、33 頁。基本目標 1 の施策 2 について、前期では「互いに支え合う地域づくりの推進」だったものが「市民のつながりの強化／社会参加の促進」に改められましたが、前期の書きぶりの方が良かったです。つながることは重要ですが、それにとどまらず、互いに支え合うことが、地域共生社会の実現に向けて不可欠です。</p> <p>前期では、「社会福祉協議会、地域包括支援セン</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、更に人と人とのつながる力が減弱化していると言われています。そのため、幅広く人と人とのつながりを再構築し、その中で地域における「知恵、人、資源」の発見、更にそれらをつなげた「支え合</p>	<p>p 33 2 これからの取組 (2) マッチングによる社会参加の促進 1 つ目の・1 行目</p> <p>「第 1 層・第 2 層の協議体及び生活支援コーディネーター、住民ボランティア、NPO 法人、民間企業など多様な関係団体と連携し、地域の困り</p>

	<p>ター及び生活支援コーディネーターと連携」とありましたが、今回は第1層・第2層の協議体及び生活支援コーディネーターのみ活動の主体と読み取れる書きぶりです。「地域資源の把握とデータベース化」に関しては確かに生活支援コーディネーターと1・2層協議体を中心に進めるべきことかもしれませんが、もっと多くの主体と連携し、地域における支え合い体制を強化すべきです。</p>	<p>い」を包括する意味で「つながりの強化」としています。また、高齢者自身が自分事として自らの介護予防、あるいは支え手としての役割を担うことも意図した「社会参加」を加えました。そのため、今回は従前の表記とします。</p> <p>なお、「多様な主体との連携」については、追記、修正します。</p>	<p>ごとや支援ニーズを把握していきます。」下線部のとおり追記し、修正します。</p>
5	<p>42, 44 頁。認知症初期集中支援チームが設置されていますが、実際の支援件数はごくわずかです。取組を推進するため、支援件数を評価指標にした方がよいと思います。</p>	<p>各施策に設定している評価指標は、各施策が地域や高齢者にどのような影響を与えたかを確認するための指標となっているため、認知症初期集中支援チームでの支援の件数を評価指標とはしない考えです。</p>	
6	<p>42, 43 頁。評価指標である「認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合」がさらに増加しているにも関わらず、これまでの取組の課題や反省がなく、これからの取組も前期からほとんど改善されていません。認知症相談窓口の周知は喫緊の課題です。効果的な改善策を計画時点で盛り込んでください。</p>	<p>認知症施策の推進については、重要性が高まっていることを認識しており、早期発見・早期対応体制の構築等、前期計画での取組から見直しを図っております。なお、認知症相談窓口の周知方法については、記載しません。</p>	<p>p 42 2 これからの取組 (2) 家族支援 (本人と家族の一体的支援を含む) 2 つ目の・ 「<u>家族が相談しやすくなるよう、市役所関係課窓口の他、包括連携協定企業の協力を得ながら、認知症に関する相談窓口 (地域包括支援センターや認知症ケア相談室等) の周</u></p>

			知に努めます。」下線部のとおり追記し、修正します。
7	48 頁。51 頁を見ると、介護者が不安に感じていることは、排泄の対応、認知症への対応、入浴・洗身など、専門職でなければ困難な部分です。特に老々介護にあっては、これらの負担が大きいものと思いますが、2（1）の取組で解決できると思えません。わずかな手当や慰労金で家族に負担させるのではなく、介護者の精神的・身体的な負担を軽減する方策を記載してください。	介護保険制度は介護を社会全体で支える仕組みであるとの認識のもと、早期かつ適切なサービスの利用や介護者同士の交流等により介護者の精神的・身体的負担の軽減につなげています。引き続き、介護保険制度を有効的に活用していただけるよう、利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析をケアプランの作成時や変更時に行い、総合的な援助につなげることを追記します。	p 48 2 これからの取組 (2) 2つ目の・「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析をケアプランの作成時や変更時に行い、総合的な援助につなげます。」を追記します。
8	48 頁。外出付き添い・送迎等のニーズはかなり多いと認識していますが、北本市ではデマンドバスと一部福祉輸送しかありません。移動支援をどのように進めていくのか明記してください（53 頁のこれからの取組にも記載がありません）。	移動支援については、高齢者だけでなく、様々な世代にとって重要な課題と認識しており、本計画の中で完結するものではありませんが、ご意見を受け追記します。	p 53 2 これからの取組 (3) 多様な主体による生活支援サービスの拡充 3つめの・「把握した地域資源については、 <u>～活用方法を検討するとともに、国や県の動向に注視し、 実態に合わせた外出に関する支援について関係機関と協議を進める等、高齢者の日常生活を支えるサービスの充実を図ります。</u> 」下線部のとおり

			追記し、修正します。
9	52 頁。自治会長や民生委員からは安否確認の難しさについてのお話を伺います。緊急時通報システムは大変有効なツールですが、本市では要件が厳しく、普及していません。緊急時通報システムの普及など安否確認の推進について明記してください。	ニーズ調査において「高齢者への対策として市が最も優先すべき取組」に対し、「見守り・安否確認」の回答が上位となっていたことも踏まえ、安否確認は介護者の負担軽減策として重要な取組であると認識しております。安否確認の推進について、ご意見を受け追記します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 47 第 2 節 現状と課題 5 つめの・として「ニーズ調査において「高齢者への対策として市が最も優先すべき取組」に対し、「見守り・安否確認」の回答が上位となっていました。」を追記します。 ・ p 48 2 これからの取組(1) 介護者の負担軽減策の推進の 1 つ目の・として「緊急時通報システムの内容の充実を図るとともに、北本市高齢者ネットワーク事業者の連携強化等を通じて、安否確認を推進します。」を追記します。
10	<u>高齢者虐待について、虐待を受けている方が地域包括支援センターに相談をしても、十分な対応をしてもらえず、事実上放置されています。(※)</u> 十分な組織体制や知識がないことが要因ではないでしょうか。地域包括支援センターの体制強化や市としてのバックアップなど、効果的な対策を明記してください。	(※) 下線部については、個別の事例であり、パブリック・コメント意見者に、対応済であることを報告しています。高齢者虐待は、重要な課題と認識しており、引き続き地域包括支援センター等と連携を図り、虐待の早期発見と防止に努めていく考えです。ご意見を受け、	p 57 2 これからの取組 (3) 虐待防止策の推進の内容を、以下のとおり修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し、高齢者の人権への配慮としての自己決定の尊重と権利行使ができるよう、権利擁護や高齢者虐待防止について啓発を図るととも

		<p>修正および追記します。</p>	<p>に、適切な権利行使のための成年後見制度等や高齢者虐待相談窓口の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症等により、判断能力が低下した高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう成年後見制度の推進を図ります。 ・関係課や地域包括支援センター等関係機関、地域との連携強化により、高齢者虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。 ・地域包括支援センターや介護施設職員が、高齢者虐待に係る研修等を計画的に受講することにより、ケアの質の向上に努めます。
1 1	<p>介護人材の確保は喫緊の課題ですが、これからの取組に書いてあることは一般論のみで、全く危機感が感じられません。本当にこれで人材が確保できているのでしょうか。重要なのは専門職の確保です。本市独自の確保策や外国人でも働きやすい環境を講じていかなければならないと思います。計画に盛り込まなければ予算も措置されません。どのように介護人材を確保していくか、</p>	<p>国は、介護人材の確保政策として、配置基準の柔軟化、介護ロボット ICT 等テクノロジーの活用、外国人介護人材に係る人員配置基準の見直しを検討しています。</p> <p>市では、国や県の人材確保政策を参考に、市内事業所と各種会</p>	<p>p 61 2 これからの取組</p> <p>(1) 介護人材の確保・定着の推進の2つ目・を、「介護の仕事に関する広報周知、動画配信等により、介護のイメージアップを図ります。」に変更します。4つ目・に、「介護サービス事業所の人材の確</p>

	<p>もっと具体的に記述してください。</p>	<p>議において、人材の確保、定着に関する意見交換、研修を行っております。寄せられる御意見も様々であることから、交流会や研修会を充実させ、事業所とともに進める内容を追記します。その他、専門職以外の担い手の確保や、直接ケアへの重点化についても、追記します。</p>	<p>保及び育成、定着を図るため、交流会や研修会を充実させます。また、意見交換等を活用し、必要な人材確保策等を検討します。」を追記します。あわせて(2)専門職以外の担い手の確保の3つ目の・として、「社会福祉協議会やシルバー人材センターが行っている家事援助サービス等について、各団体と連携し担い手の確保等に努めます。」を追記します。また、(3)直接ケアへの重点化の4つ目の・に、「介護サービス事業所とともに、デジタル技術の活用(介護分野におけるKPI・ロジックモデル構築)等のデジタル行政改革について検討を進めます。」を追記します。</p>
1 2	<p>22 頁。重点課題 4) 要介護 3 以上の人への支援体制強化(訪問系サービスの体制整備)とあります。10 頁の「第 9 期介護保険事業計画において記載を充実させるべき事項」の 1) にも該当するものですが、具体的な取組は、53 頁、施策 6 の 2 (1)</p>	<p>第 9 期における現在の推計値は、後期高齢者の増加に伴うサービス利用者の推移を注視し、在宅医療等の追加的需要への対応分を見込んでいます。県との</p>	<p>p 53 2 これからの取組 (1) 地域の実情に応じた介護保険サービスの充実の 2 つめの・として、「介護保険サービス事業所とともに、複合型サー</p>

	<p>しかなく、明らかに不十分です。第3部「介護保険事業量の見込」においても82頁地域密着型通所介護、84頁小規模多機能型居宅介護、88頁看護小規模多機能型居宅介護は自然体の伸びしか見込んでおらず、「住み慣れた地域での介護」を強力に推進しようという意図が感じられません。地域密着型サービスがどの程度不足しており、どの程度増やす必要があるのか、どうやって増やしていくのかを明記してください。</p>	<p>調整を図り、現時点で想定する各事業の修正推計値を介護保険事業量の見込量に反映させました。</p> <p>国においては、介護サービスの安定化を図る一貫として、訪問事業と通所事業を複合的に実施する新規事業の再検討が示されました。当市も、複合型サービスの研究等を進め、今後の実現化について追記します。</p>	<p>ビスの研究を進め、実現化を図ります。また、訪問型サービスをはじめ、地域の実情に応じたサービスが持続的に運営できるように整備します。」を追記します。</p>
13	<p>権利擁護支援体制の強化について</p> <p>今後、単身高齢者が、急増することが見込まれています。特に、キーパーソンとなる親族がいない高齢者の急増が、危惧されます。この高齢者の皆さんが、地域で安心して生活していくためには、権利擁護支援体制の強化が、必須と考えます。計画（案）57ページには、「市長申立て等による成年後見制度の利用促進」との記載がありますが、成年後見制度の最後の砦である市長申立てが、メインとして記載してあるのは、違和感があります。</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」を策定する時期が、きていると考えますが、それを含め権利擁護支援体制の強化に</p>	<p>ご指摘のとおり、市長申立てによる成年後見制度は後見等の申立てを行う親族がいない場合などに市長が代わって申立てを行うものであり、表記については、見直しを検討します。また、権利擁護支援体制の強化のために、成年後見制度の利用促進に努めていくことが重要と考えており、その旨を計画に記載しています。なお、「成年後見制度利用促進基本計画」については、第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的な計画として策定しています。</p>	<p>p57 2 これからの取組</p> <p>(3) 虐待防止策の推進のうち成年後見制度に関わる部分を、以下のとおり修正します。（「市長申立て等による」の表記は削除します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、高齢者の人権への配慮としての自己決定の尊重と権利行使ができるよう、権利擁護や高齢者虐待防止について啓発を図るとともに、適切な権利行使のための成年後見制度等や高齢者虐待相談窓口の周知を図ります。 ・認知症等により、判断能力

	<p>ついて計画に書き込むことが、必要であると考えます。</p>		<p>が低下した高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう成年後見制度の推進を図ります。</p>
1 4	<p>市民目線から見たパブコメを出しやすい書式にしたい。用語解説入れて113ページは分量が多すぎるので、部・章ごとに纏めて、パブコメ欄を設けるとか。その單元ごとに読み返すことができる。</p>	<p>前回計画の分量と同程度となっており、市民の皆様に対して分かりやすく、という観点で、今回、用語解説を追加しました。なお、パブリック・コメントはなるべく最終的な形に近い状態で皆様から意見を頂くため、このような形とさせていただいております。ご理解の程よろしくお願いします。</p>	
1 5	<p>内容を見ると、第2部各論各章の中にある【これからの取組み】がコメント対象なのかなと思える。第1部・第3部は資料・データの類と見える。</p>	<p>第2部だけではなく、第1部～第3部を通して、ご意見をいただくものです。なお、第1部では、本市の現状や重点課題を整理し、第2部では、今後3年間で展開していく6つの施策を定め、第3部では向こう3年間で見込まれる介護サービスの量から介護保険料をお示しする構成となっております。</p>	

16	<p>【これからの取組み】では、とにかく具体的な内容がない。連携強化→どうやって？周知に努める→どうやって？体制づくり→どんな？質の向上を図る→どうやって？個別支援につなげていきます→具体的に？一事が万事、このようにやろうとする内容は良いが、具体的にどうしようとするのかが見えない。そこをぜひ明確にして欲しい。</p>	<p>【これからの取組み】では、今後進めていく取組の方向性を定めています。また、各取組みの成果を計るための評価指標を設定しており、各指標の動向を今後確認します。</p>	
----	---	--	--